

時計発見→ネットで価格検索etc.

GSSパソコンを使用した 相続税臨宅調査

本特集では、GSS環境下における相続税臨宅調査について、課税当局の資料に基づき確認する。令和8年9月下旬のKSK2移行後、調査担当者は臨宅先等からKSK2にアクセス可能となり、課税事績等を確認できるようになる。また、GSS導入後は臨宅先からインターネットへアクセスできるため、例えば、現況調査で時計を把握した場合、臨宅先から価格サイトにアクセスして価額を調べることも可能だ。その他、GSSパソコンを使用した臨宅調査では、Teamsのチャット機能を活用して調査担当者と統括官が調査展開等を共有する。SharePoint Onlineは、臨宅先で撮影した画像データのリアルタイムでの共有、統括官等や審理専門官による「質問応答記録書」の作成支援（リアルタイム添削）などで活用される。

▶ 調査関係データはSharePointに格納



GSSパソコンの使用で臨宅調査はどのように変わりますか？



GSS導入前は、調査担当者が統括官等に臨宅時に持ち出す書類を提示し、持出しの確認・許可を受けていました。GSS導入後は、調査担当者が調査関係データを

【図1】 臨宅先等からKSK2にアクセス

令和6年8月〇日にお父様の口座から出金されている現金の使途について教えてください。



調査担当者



調査対象者

父が甥の〇〇に贈与したと聞いています。

【現行】

KSKにアクセスできないので、〇〇の課税事績を確認できない……



調査担当者



【KSK2】

甥の課税事績を検索したが、令和6年分の贈与税の課税事績が無いな…… 虚偽答弁か？



調査担当者



統合検索機能 等